

平成25年度
県単砂防工事(急傾斜地)
25-L381-10
横間2号地区

特記仕様書

(当初)

平成25年7月
秋田県山本地域振興局

1. 適用の範囲

本仕様書は、「横間2号地区 県単砂防工事（急傾斜地） 25-L381-10」の主要事項を示すものである。

2. 共通仕様書の摘要

本工事の施工にあたっては、「秋田県建設部制定共通仕様書平成25年4月以降」に基づき実施しなければならない。ただし、仕様書に明記のないものについては、監督職員と請負者（現場代理人）が協議するものとする。

3. 共通仕様書に対する特記事項

共通仕様書に対する特記仕様事項は次のとおりとする。

第 1 章 総 則

第1条 落石防護網工

1. 落石防護網工における部材については、「めっき面に変性飽和ポリエステル樹脂塗装を施した仕様」とする。
2. 法面整形等で残土が発生する場合は監督職員と協議すること。

第2条 設計変更に伴う契約変更の取扱

本工事に係る設計変更の手続き

本工事に係る設計変更は、その必要が生じた都度、遅滞なくこれを行うものとするが、軽微な変更に伴うものは、工事打合せ簿により書面にて指示した上、直近の変更契約時に行うものとする。

なお、軽微な変更とは、次に掲げる事項以外のものとする。

- 1) 構造, 工法, 位置, 断面等の変更で重要なもの。
- 2) 「工事打合せ簿」による変更見込金額の合計額が当初契約金額の30%又は1千万円を超えるもの。

第3条 仮設工

当工事における仮設工は任意であるが、工法の良否、安全、保安並びに工事の進捗に影響を及ぼすと思われる時は改善を命ずることがある。

第4条 地域関係者への周知

請負者は、工事着手後速やかに現場地域関係者に対し、工事の内容や工程・その他施工計画等について周知するとともに工事中、工事後トラブルのないよう努めなければならない。

第5条 県産材(間伐材等)を利用した工事名標示板について

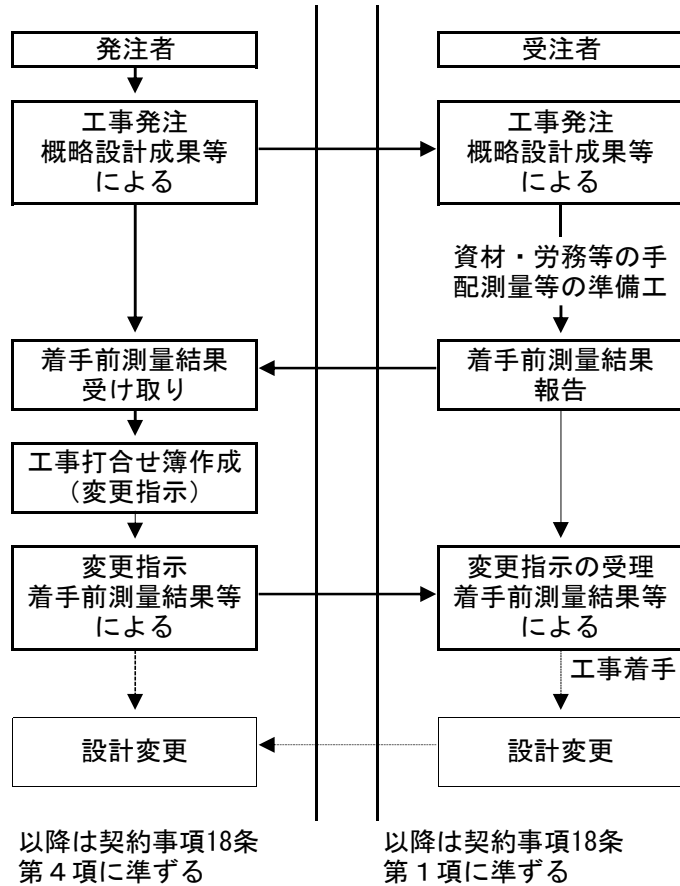
1. 本工事には、県産材(間伐材等)を枠材に使用した工事名標示板を工事現場に2基設置すること。なお、工事名標示板の記載内容等は、秋田県土木工事共通仕様書(参考資料等)によるものとする。

第6条 概数発注について

1. 本工事は、『落石防護網工』について工事数量を概数により積算しており、工事契約後に工事数量の確定を行うものとしている。なお、概数とは、概略設計等の成果に基づき、幅、長さ、法長及び断面積等の数値を示し、これにより算出された工事数量をいう。

2. 数量の確定は、着手前測量結果等に基づき、不確定部分の一部又は全部が解消した時点で、工事打合せ簿により確定する。設計変更は、概数として扱った数量の一部または、全部が確定した時点で行うものとする。また、数量確定の為の着手前測量等は、受注者の負担によるものとする。なお、契約後の概要は別添フロー図のとおりである。

概数等発注事務フロー



第7条 その他

1. 現場が住宅地に近接していることから、工事現場及び周辺の安全対策には万全を期すこと。
2. 施工にあたり綿密な施工計画を立て、関係機関と連絡をとり、他の支障とならないよう努めること。

平成25年度
県単砂防工事(急傾斜地)
25-L381-10
横間2号地区

現場説明書(条件明示事項)

(当初)

平成25年7月
秋田県山本地域振興局

明 示 項 目	明 示 事 項
落 石 防 護 網 工	<p>本工事の落石防護網工は、密着安定型ネット「マイティネット工法」として積算していますが、当該工法と比較して、同等以上と認められる場合は、別途協議します。</p> <p>部材材料は、「めっき面に変性飽和ポリエステル樹脂塗装を施した仕様」にて見積もって下さい。</p> <p>ネットやワイヤーロープ等の材料については昨年度実績より算出していますが、着手前測量等により法面工展開図を作成したうえで、変更数量について別途協議します。</p>
建 設 副 産 物 関 係	<p>木根等は、運搬距離25.4km、能代市臈淵亥の台2-6、新秋木運輸株式会社へ搬出するものとし、処分費については暫定数量のため1台(10t車)当たり単価を割り返して、また運搬費については仮設材の運搬基本運賃を準用して計上しています。</p> <p>搬出物について、現地で数量に差異が生じた場合は変更により対応します。</p> <p>ただし、搬出先については条件明示した場所以外の事業所には変更しません。</p>